

所沢市公共施設 LED 一括導入調査等支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 5 月
所沢市環境クリーン部

所沢市公共施設 LED 一括導入調査等支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

ゼロカーボンシティの実現に向けて、公共施設の電気使用に伴う二酸化炭素排出量を削減するためには照明の LED 化が不可欠である。また、水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議（COP5）において、2027 年末までに全ての一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入が廃止されることが決定したことにより、照明の LED 化を早期かつ一括で実施することが急務となった。

本業務は利用者が多い公共施設（約 200 施設）を対象として、LED 照明器具の一括導入をするために必要な事業手法の比較検討や照明の現況調査等を実施するものである。

本業務の実施にあたり、多くの実績を有する等、最も優れた受注候補者を選定するため、所沢市（以下、「市」という。）は次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

なお、本業務にて得られた情報及び検討結果等は、市が今後実施する LED 一括導入事業における基礎資料として活用する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 所沢市公共施設 LED 一括導入調査等支援業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「所沢市公共施設 LED 一括導入調査等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 契 約 期 間 委託契約締結日～令和 7 年 10 月 17 日（金）までとする。
- (4) 対 象 施 設 仕様書別紙 1 「LED 一括導入調査等支援業務対象リスト」のとおり。
- (5) 担 当 部 署 所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

3. 提案上限額

5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

4. 応募資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

なお、本プロポーザルへの参加にあたっては、他社と企業体を組んで共同提案をすることができる。その場合、(3) の各項は全構成事業者の要件となる。

- (1) 日本国内に本社を有すること。
- (2) 過去 10 年間に類似業務を実施した実績を有していること。

(3) 応募者の法人は、次に掲げる事項に該当しない法人とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者
- ⑥ 清算中の株式会社である事業者については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けている者
- ⑧ 消費税、地方消費税、法人税及び法人市民税（ただし、所沢市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者
- ⑨ 次に該当する者
 - ア 役員等が暴力団員（所沢市暴力団排除条例（平成 24 年所沢市条例第 32 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（所沢市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5. スケジュール

項 目	日 程
公募及び質問受付開始	令和 7 年 5 月 19 日（月）
質問受付締切	令和 7 年 5 月 22 日（木） 正午
質問回答	令和 7 年 5 月 27 日（火） 正午
参加申込の受付締切	令和 7 年 5 月 30 日（金） 午後 5 時 15 分
参加資格の有無の回答期限	令和 7 年 6 月 3 日（火） 正午
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 13 日（金） 午後 5 時 15 分
審査（書面審査）	令和 7 年 6 月 18 日（水）～6 月 24 日（火） 予定

審査結果通知書の発送	令和 7 年 6 月 26 日（木） 予定
契約締結	令和 7 年 6 月下旬 予定

6. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申込書（様式 1）」を以下の期限までに提出すること。

（1）提出書類 ① プロポーザル参加申込書（様式 1）

他社と企業体を組んで共同提案をする場合、様式 1 に代えて共同企業体プロポーザル参加申込書（様式 1－1）を提出すること。また、以下の②から④については各構成事業者ごとに提出すること。

② 会社概要書（様式 2）

③ 業務実績一覧表（様式 3）

④ 納税証明書（写し可。最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業税に係るもの。3 か月以内発行のもの。）

（2）提出期限 令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで （郵送の場合は必着とする。）

（3）提出方法 持参、郵送または電子メール

電子メールにより提出する場合は原本をスキャンしたデータ等を提出すること。

なお、市は書類不達の責を負わないものとする。

（4）提出先 埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1 所沢市 環境クリーン部マチごとエコタウン推進課 電子メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp TEL：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

7. 質問書の提出について

企画提案書等の作成にあたり、質疑がある場合は、質問書に質問内容を記載し、下記のとおり電子メールで質問するものとする。

なお、説明会は開催しないこととする。

（1）提出期限 令和 7 年 5 月 22 日（木）正午まで

（2）回答日時 令和 7 年 5 月 27 日（火）正午 市ホームページ(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp>) に掲載

（3）提出方法 電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記。）に質問書（様式 4）を添付して、提出先に送信。（電話で到達確認をすること。）

なお、市は電子メール不達の責を負わないものとする。

- (4) 提出先 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
所沢市 環境クリーン部マチごとエコタウン推進課
電子メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp
TEL：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

※期間を過ぎた質疑等、本方法によらない質疑には回答できない。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 ① 実施体制

業務従事者、業務従事者の経歴及び資格、指揮系統
(A4用紙、枚数・様式は自由)

② 企画提案書

A4用紙、枚数・様式は自由、図や写真等の挿入可。
表紙は「企画提案書表紙(様式5)」を使用すること。

③ 成果品のサンプル

仕様書に規定する事業手法の検討に係る報告書及び現況調査に係る報告書のサンプルを作成し添付すること。

A4用紙各1枚程度、様式は仕様書別紙資料を参考に作成すること。

記載内容が確認できれば良く、含まれる数字は仮定のもので良い。

④ 事業者の脱炭素への取組

A4用紙、枚数・様式は自由、図や写真等の挿入可。

⑤ 見積書

業務に係る経費の見積書を提出すること。

(A4用紙、様式は自由)

⑥ 印鑑登録証明書

所管法務局発行の証明書の原本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

⑦ 財務諸表(直近三か年分)

⑧ ①～⑤のデータを保存した電子媒体(CD-Rまたは、DVD-R)

(2) 企画提案書等 ① 仕様書及び「9. 審査(2) 審査における評価のポイント」を作成要領 踏まえ、企画提案書等を作成すること。

② できる限り平易な表現(図表などを含む。)で作成すること。

③ その他、仕様書に示す市の要求事項を満たしつつ、企画提案者の知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること。

- (3) 提出期限 令和7年6月13日(金)午後5時15分まで
- (4) 提出方法 応募書類は、下記提出先まで電話連絡のうえ、直接持参または郵送すること。
提出時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、市は書類不達の責を負わないものとする。
- (5) 提出先 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
所沢市 環境クリーン部マチごとエコタウン推進課
電子メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp
TEL：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394
- (6) 提出部数 各1部とする。
- (7) その他 応募書類は、選定審査事務以外の目的には使用しない。
また、応募書類は返却しない。

9. 審査

本要領に定める事項を満たした事業者について、所沢市公共施設 LED 一括導入調査等支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において企画提案書等の審査を行い、優秀提案者を選定する。

(1) 審査

企画提案は、審査委員会において審査する。審査委員会では、書面及びデータにより提出された企画提案書等についての書面審査を実施する。

また、書面審査の実施に際しては書面等により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面又は電子メールにより回答すること。

審査に当たっては、審査委員会の各委員が評価基準に基づき採点する。

(2) 審査における評価のポイント

① 経済性

ア 見積金額

イ コスト削減の工夫

- ・業務の質を落とさず、コスト削減を図る工夫がなされているか。

② 実施体制

ア 類似業務の実績

- ・10年以内に仕様書に定める現況調査業務と同等または類似業務の実績があるか。実績の規模がどのくらいか。

イ 業務規模に応じた適切な体制の構築

- ・施設数を考慮した体制になっているか。専門家を有する等適切な体制を構築しているか。

ウ 脱炭素への取り組み

- ・提案事業者及び体制に含まれる事業者が脱炭素に配慮した取り組みを行って

いる事業者であるか。

③ 業務内容

ア 提案の具体性・妥当性（手法検討）

イ 提案の具体性・妥当性（現況調査業務）

ウ スケジュール

- ・ 履行期限までに完了できるスケジュールとなっているか。短縮のための工夫が見られるか。

エ 検討・調査の内容

- ・ 仕様書を満たし、内容に優れた点があるか。
- ・ 独自性のある提案となっているか。

オ 今後の照明LED化に資する提案

- ・ 本業務における成果物が今後市で予定しているLED一括導入事業実施のための基礎資料となることを理解し、照明LED化を効率よく進めるにあたり有用な提案となっているか。
- ・ 市の方針や公共施設の特性を踏まえた提案となっているか。

④ 事業遂行能力

- ・ 事業者の経営状況が信頼できるか。

(3) 審査結果

評価が最も優れている事業者を最優秀提案者（優先交渉権者）として選定し、次点の者を優秀提案者（次点交渉権者）として選定する。

最終審査結果は書面で通知し、市ホームページにも掲載する。なお、審査内容、審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

10. 失格事項

次の各号に該当するときは、失格とする。

① 本募集要領で規定する期限までに書類が提出されなかった場合

② 提出書類に虚偽の記載を行った場合

③ 提案の内容が次のいずれかに該当する場合

ア 募集要領等に記載の提案に関する必須条件を満たさない場合

イ 提案が明らかに具体性または妥当性に欠く内容である場合

ウ 重大な計算誤りや条件設定誤り等により提案内容に信頼性がない場合

④ 審査の公平性や選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑤ 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

⑥ 他の事業者と提案内容またはその意思について相談を行った場合

⑦ 審査結果の公表までの間に、他の事業者に対して提案内容を意図的に開示した場合

⑧ 提案にあたり市の業務及び施設の運営に支障を及ぼす行為があった場合

⑨ 提案金額が「3. 提案上限額」を上回っていた場合

⑩ その他募集要領等に違反すると認められる行為を行った場合

1 1. 契約の締結

- (1) 市は、審査結果に基づき選定した優先交渉権者を本業務に係る随意契約の受注候補者（以下、「候補者」という。）として見積書の徴取及び契約交渉を行う。この際、市は提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。
- (2) 選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者とする。
- (3) 候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者とは契約を行わないことがある。

1 2. 著作権及び提出書類等の取り扱い

提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

1 3. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、本プロポーザルにおいて業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 提案者は、本プロポーザルの参加意思表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式6）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は、認めないものとする。但し、市が必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 本プロポーザルにおいて、市の要求水準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、審査を実施して候補者を選定する。
- (6) 本業務の契約が成立するまでの間において、候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該候補者と契約を締結しないものとする。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞は除く）」、通貨は「円」とする。
- (8) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び市の規則等の定めるところによる。

1 4. 担当及び問い合わせ先

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市役所 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電子メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

TEL：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394